

12月22日は「ジェネリック医薬品の日」です
ジェネリック医薬品を使ってみませんか？

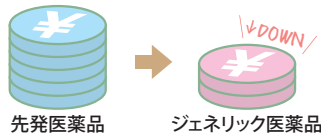
ジェネリック (generic) とは「一般的な」という意味。新薬 (先発医薬品) の特許期間が終了し、特定の商品名でなく、一般名で呼ばれるようになったのが、後発医薬品であるジェネリック医薬品です。開発費がかかるため高価な先発品に比べて、ジェネリック医薬品は低価格なのが特徴。それでいて有効成分・品質・効き目・安全性が新薬と同等であると厚生労働省から認められているお薬です。

効き目や安全性は先発品と同等



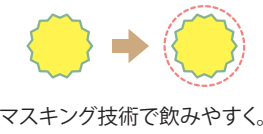
先発品に比べて安価

先発品と同じ有効成分を
利用して開発するので低価格

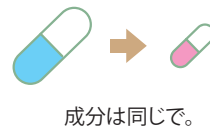


先発品より飲みやすく

苦みをコーティング



小型化



ジェネリック医薬品の使用は…

日本の医療保険制度の維持に繋がります

ジェネリック医薬品の使用は、個人のおくすり代を抑えるだけでなく、医療費全体を抑えることができます。

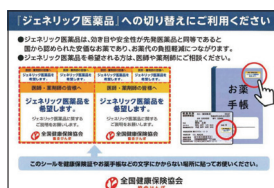
ジェネリック医薬品の使用割合が100%となった場合、約**4,300**億円の医療費削減が見込めます。

切り替えの際は「ジェネリック医薬品希望シール」をご活用ください

※一部のジェネリック医薬品は、供給不足や欠品が生じており、切り替えが難しい場合があります。

「ジェネリック医薬品希望シール」を、保険証やお薬手帳に
貼ることで、意思表示をすることができます。

ご希望の事業所様に、必要部数をお送りします。
以下の申込書をご記入のうえ、FAXしてください。



お子様へ向けた
キャラクターシール
(ジェネくん、リックさん)
もあります。

ジェネリック医薬品希望シール FAX申込書

FAX:073-421-3116

 記号 保険証上部の数字 (7桁もしくは8桁)を ご記入ください									
事業所名				ジェネリックシール希望枚数					
所在地 〒				一般用				枚	
ご担当者名		電話番号		「ジェネくん、リックさん」版				枚	

こんな時は「第三者行為による傷病届」の提出が必要です

交通事故や暴力など第三者（相手方）がいる場合の負傷で、健康保険を使って治療を受けたときは、「第三者行為による傷病届」の提出をお願いします。

提出が必要なケース

相手がいる交通事故



ケンカ



他人の飼い犬に噛まれた



など

なぜ提出が必要？

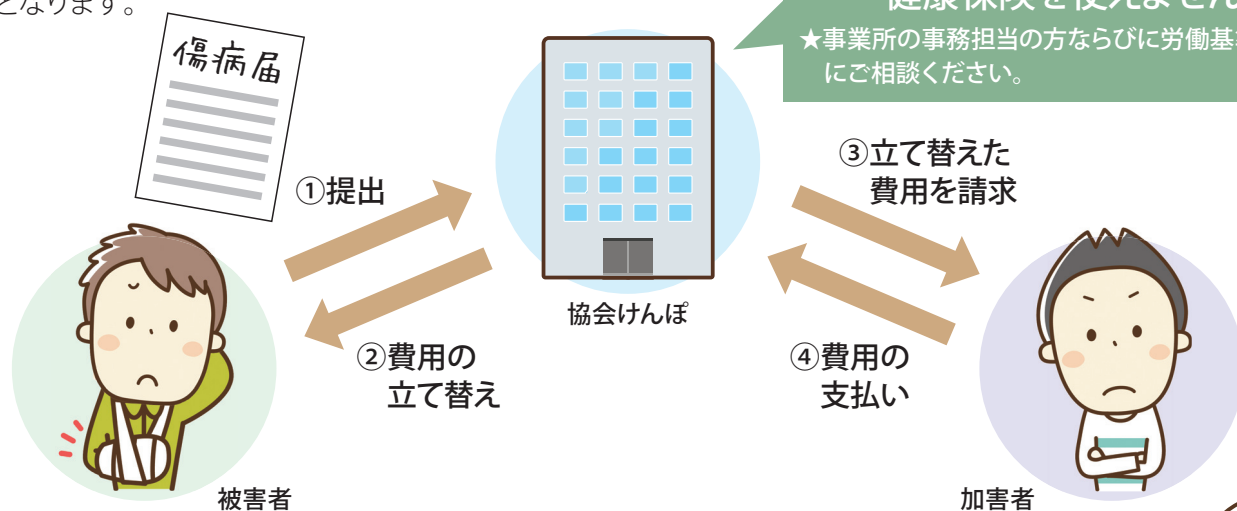
第三者の行為によりケガをした場合の治療費は、本来加害者が負担することになりますが、健康保険を使用して治療すると、協会けんぽが立て替えて支払うことになります。

後日加害者（または加害者が加入している損害保険）に対して立て替えた費用を請求するため、「第三者行為による傷病届」の提出が必要となります。



「業務災害」「通勤災害」では健康保険を使えません

★事業所の事務担当の方ならびに労働基準監督署にご相談ください。



示談は慎重に!

相手に過失があるにもかかわらず、治療が終了する前に示談してしまうと、示談日後の治療に健康保険が使用できなくなる場合があります。示談の際は、必ず協会けんぽにご連絡ください。



【お問合せ先】レセプトグループ(TEL 073-435-0222)

